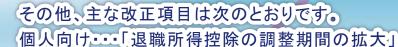
令和7年度税制改正のポイント

令和7年度税制改正目玉は、何といっても103万円の壁の引き上げです。

働き手不足を解消するため、いわゆる年収の「103万円の壁」を178万円に引き上

げることについて、自由民主党など3党で合意がありました。令和7年度の改正では、

123万円(特定扶養親族の場合150万円)まで年収の壁が引き上げられました。



「確定拠出年金の拠出限度額等の引上げ」

子育で世帯の「住宅ローン控除等の延長」「生命保険料控除の拡充」

法人向け・・・「中小法人等の軽減税率の延長等」

「中小企業経営強化税制の延長及び見直し」



物価が上昇している昨今、基礎控除の額が定額 であることにより、実質的な税負担が増えるという問 題がありました。今回の改正では、令和7年分より、 本人の合計所得金額が2,350万円以下の基礎控除 が10万円引き上げられます。

【図表】基礎控除額

本人の	所得税		
合計所得金額	現 行	改正案	
2,350 万円以下	48 万円	58 万円	
2,400 万円以下	40 カロ	48 万円	
2,450 万円以下	32 万円		
2,500 万円以下	16 万円		
2,500 万円超	0円		

給与所得控除の引き上げ

賃金が上昇しても、給与所得控除の最低保障額である55万円が適用される給与収入の場合には、控除額が変わらず実質的な税負担が増えるという問題がありました。

今回の改正では、令和7年分より給与 所得控除の最低保証額が10万円引き 上げられ65万円となります。

基礎控除と給与所得控除の引き上げにより、所得税が課税されない給与収入額は、103万円から123万円へ拡大しました。

【図表】給与所得控除額

給与収入(A)	現 行	改正案		
162.5 万円以下	55 万円	65 万円		
180 万円以下	A×40%-10万円			
190 万円以下	A×30%+8 万円			
360 万円以下	A×30%干8万円	A×30%+8万円		
660 万円以下	A×20%+44 万円			
850 万円以下	A×10%+110 万円			
850 万円超	195 万円			

扶養控除等の所得要件の引き上げ

基礎控除が58万円に引き上げられたことに伴い、令和7年分以降、配偶者控除、扶養控除、 障害者控除やひとり親控除、勤労学生控除等における、配偶者、扶養親族、勤労学生本人等の 所得金額要件につき、10万円ずつ引き上げられます。

また、19歳から23歳までの子等(特定扶養親族)についての控除が大幅に見直しされます。

改正前は特定扶養親族にかかる扶養控除63万円を受けるためには、その子等の給与収入額が103万円以下でないといけませんでした。改正後は、子等の給与収入が150万円まで引き上げられ、150万円を超えたとしても188万円までは給与収入額に応じて段階的に控除を受けることができます。

【図表】扶養控除等の所得要件

	控除の種類		所得控除額 (所得税)	所得要件		
				区分	原行	改正案
	配偶者控除		最高 38 万円 (70 歳以上 最高 48 万円)	本人	1,000 万円以下	
				配偶者	48 万円以下	58 万円以下
			本人	1,000 万円以下		
	配偶者特別控除		最高 38 万円	配偶者	48 万円超 133 万円以下	58 万円超 133 万円以下
	歳、23~	見族(16~18 ~69 歳)	38 万円		48 万円以下	58 万円以下
扶養控除	老人扶養 親族	同居老親	58 万円	扶養親族 		
	(70 歳以 上)	その他	48 万円			
	特定扶養 親族 (19~22 特定親族 歳) 特別控除		63 万円			
			最高 63 万円	特定扶養親族		58 万円超 123 万円以下
		一般障害 者	27 万円	配偶者又は 扶養親族	48 万円以下	58 万円以下
障	i害者控除	特別障害 者	40 万円 (同居 75 万 円)			
	寡婦控除		27 万円	本人	500 万円以下	
				扶養親族	48 万円以下	58 万円以下
	オレトリウ目を中心へ		05 T.M.	本人	500 万円以下	
ひとり親控除		35 万円	生計一にする子	48 万円以下	58 万円以下	
	勤労学生控除		27 万円	勤労学生である 本人	75 万円以下	85 万円以下

03 04